

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、さまざまな社会的要因があることが知られており、その多くは防ぐことのできる社会的な問題です。市では、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことで、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

2 基本方針

基本理念の実現を目指すため、自殺総合対策大綱により示された5つの基本方針に沿った、総合的な自殺対策を推進します。

(1) 生きることの包括的な支援として推進

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題であるとの基本認識のもと、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員し、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、市民一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開します。

(2) 関連施策との連携の強化

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、様々な要因が複雑に関係しているため、様々な分野の施策、人々や組織と密接に連携し、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組を実施します。

(3) 対応の段階に応じた施策の効果的な実施

自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危機に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合における「事後対応」の、それぞれの対応の段階において施策を講じます。

加えて、「自殺の事前対応のさらに前段階」での取組として、孤立を防ぐための居場所づくりや、学校における児童生徒を対象とした「SOS の出し方に関する教育」を推進します。

(4)実践と啓発を両輪とした推進

自殺に追い込まれるという危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識になるように積極的に普及啓発を行います。

市民一人ひとりが、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等の取組を推進します。

(5)関係機関の役割の明確化と連携・協働の推進

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市をはじめ、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働し、自殺対策を総合的に推進することが必要です。

そのため、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

3 計画の数値目標

(1)全体目標

『平成 35 年(2023 年)までに自殺率を 11.6 以下にすることを目指します。』

【目標の算出根拠】

大綱における国の数値目標は、「平成 38 年までに(平成 37 年の)自殺率を平成 27 年の 18.5 と比べて 30% 以上減少させる(13.0 以下にする)」ことを目標としています。(※10 年間で 30% 以上の減少。)

市も国と同様に、自殺率を平成 27 年からの 10 年間で 30% 以上減少させることを目標とします。市の平成 27 年の自殺率は 14.7 であることから、平成 38 年までに目標とする自殺率は 10.3 以下となります。

これらを踏まえ、本計画における最終目標年となる平成 35 年までの(平成 34 年の)自殺率は、11.6 以下となります。(※7 年間で 21% 以上の減少)

(2)成果目標

自殺の発生状況は経済情勢や雇用環境などの影響も大きく受けることから、本計画では自殺率のみではなく、「健康いるま21計画」における部門別取組「休養・こころの健康」「地域づくり」と連動した「成果目標」を掲げます。

自殺の危険性を高める要因として、うつ病等の精神疾患があげられるため、こころの健康保持に関する成果指標を設定します。(指標 1～4)

また、社会的に孤立していると自殺の危険性が高まることから、地域のコミュニティによる支援の状況に関する成果指標をあわせて設定します。(指標 5)

	指標	現状値	目標
1	生きがいを持っている人の割合	74.0%	80.0%以上
2	ストレス解消法がない人の割合	5.2%	5.0%以下
3	睡眠により休養を十分にとれていない人の割合	16.2%	13.0%以下
4	睡眠を助けるために週に1回以上飲酒をする人の割合	26.1%	18.5%以下
5	地域でお互いに助け合っていると思う市民の割合	37.8%	65.0%以上

※出典 入間市市民健康実態調査(平成 29 年度)

4 施策の体系

国は、必要最小限の保障として全国的に実施されることが望ましい自殺対策事業を基本施策とし、下記の5つをあげました。

市もこれに沿い、下記の5つを基本施策として推進していきます。

【基本施策】

- 1 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進
- 2 生きることの促進要因への支援
- 3 自殺対策を支える人材育成の強化
- 4 地域におけるネットワークの強化
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

また、平成29年7月25日に閣議決定された大綱で示された重要な施策を勘案しつつ、地域において優先的な課題となり得る施策については重点施策とし、推進することとされました。

市の自殺の現状を分析した結果から、下記の3つを重点施策として推進していきます。

【重点施策】

- 1 高齢者
- 2 生活困窮者
- 3 勤務・経営